

2020年6月30日

2. 議会 消防局・消防団の現状と課題について

(1) 消防局におけるコロナ対策と課題

清水区の介護事業所からの救急対応の中でコロナ感染症患者であることが、患者の死後に明らかになりました。その後の隊員のPCR検査は陰性ということで安心しました。

1) 救急対応において患者対処、隊員防護など救急隊の新型コロナ対策はどのようにしているのか。また隊員の感染など消防署の事業継続計画はどのようになっているのか。

<消防局長>

まず、救急隊の新型コロナウイルス感染症対策についてですが、すべての救急出動時に、感染防護衣、マスク、ゴーグルの着用を義務付けています。また、119番入電時に、風邪症状や心肺停止状態が判明した場合には、超微粒子マスクの着用、陽性患者の場合には、粒子密閉形防護服に着替えるなど、状況に応じて体制を強化しています。

救急車にあっては、運転席と後部座席や、ベッドもビニールシートで遮へいするほか、傷病者や付き添いの方にもマスクの着用や手の消毒をお願いしています。活動後には、本市独自に策定した除染マニュアルに基づき、車内を消毒液にて清掃した後、オゾン発生装置により除菌を行うほか、着用した防護衣の廃棄等の措置を行っています。

次に消防署の事業継続計画についてですが、署内において職員が感染、クラスター等が発生し、入院や自宅待機となった場合、消防力が大きく低下することから、策定済みの新型インフルエンザ等事業継続計画を準用し、消防局全体で対応することとしています。

具体的には、消防力を補完するために、消防本部内の職員を段階的に投入し、人員を確保するほか、非常用として配置している救急車を運用し、安定した消防業務が継続できるようにしています。

2) 全国的にも患者対処、搬送先など問題が発生しています。救急隊の新型コロナ感染症対策での課題にはどのようなものがあるのか。

<消防局長>

救急隊の新型コロナウイルス感染症対策での課題についてですが、大きく2つを課題として捉えています。

1つ目は、隊員の熱中症対策です。これまでも、気温が上昇する時季を迎える前に、身体を暑さに慣らすための暑熱順化訓練を行っていますが、隊員は、感染防護衣に加え、新型コロナウイルス感染症対策での超微粒子マスクやゴーグルなどの着用に伴い、熱中症のリスクがより大きくなったため、新たに保冷剤を入れた冷却ベストを着用させるなどの対策を行っております。

2つ目は、資機材の安定した確保です。現在、救急用資機材については、十分な備蓄があります

が、今後、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合には、資機材の不足が懸念されます。

このような中、一時期入手が困難であった超微粒子マスクの購入が可能になったこともあり、今回の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた、必要な資機材を検証し、計画的な備蓄を進めていく必要があります。

今後も、安全な救急業務の実施と継続のため、あらゆるリスクに対し、実効性のある対策を検討し、スピード感をもって対応してまいります。

(2) 消防団改革について

昨年、9月の総括質問で消防団員報酬・費用弁償をめぐる不正・不透明な支出経緯、その背景にある様々な要因を指摘させていただきました。6月補正において消防団員年額報酬の減額、退団団員への退職報酬など予算計上されています。

1) 消防団改革プロジェクトの開催実績と協議内容はどのようなものだったのか。

<消防局長>

消防団活性化プロジェクトの開催実績と協議内容についてですが、消防団活性化プロジェクトは、本年1月に「時代に即した消防団に向けて」をコンセプトに消防団員の報酬制度、機能別団員制度及び交付金制度」の3つを主な協議課題として、設置しました。

組織の構成は、本市関係部局職員と団員で構成し、団員については、階級、年齢及び性別を問わず幅広く参加していただくことで、団員の意見や要望を反映できる体制としました。

開催実績としては、具体的な検討を行う、ワーキンググループ会議を4回、総括としてのプロジェクト会議を3回実施しました。

協議結果を基に、報酬制度については、本年4月より個人口座振込みに移行させ、機能別団員制度については、同じく4月より制度導入を実現させることとなりました。

2) 団員の減少の背景と退団者数の実情、また活動実績のない団員からの退職奨励金請求について、どのように対応するのか。

<消防局長>

消防団員の減少の背景と退団者数の実情についてですが、全国的に地域人口の高齢化やサラリーマン化が団員減少の要因となっており、本市においても例外ではありません。

特に、令和元年度末には退団者が306人となり、例年の100人から150人に対し非常に多くなっています。その理由としては、退団者が増加傾向にあることに加え、報酬の個人口座振込みへの移行作業を進めていく中で、各団員に対して在団の意志確認を行う機会が増加し、継続に迷っていた団員が退団する一つのきっかけとなったことなどがあります。更に、新型コロナウイルス感染症拡大により、例年行っていた新入団員の勧誘活動が十分に出来なかったことなども、団員減少に繋がったと考えられます。

次に、活動実績のない団員の、退職報償金請求の対応についてですが、団員の活動は、訓練や会議などへの参加のみならず、夜間の災害に備えて待機していただくことも、重要な任務と捉えています。

退職報償金は、在団年数と階級に応じて支給すべきものであることから、本市条例に基づき、適切に支給をしております。

消防団改革は長い歴史や危険な消火活動・訓練の中でつくられた慣習など「一筋縄」で改革できないという印象を持っています。私自身が指摘したことと、2月議会での現場を踏まえた井上議員の質問との間にギャップもあることも認識しています。

3) 政策官をトップとする消防団活性化プロジェクトに市長部局職員が参加しています。当然、不正・不透明な支出のチェックも検討対象と期待しています。出席している政策法務職員については、どのような役割を期待しているのか。また、また、検討した内容については、どのような意見を受けているのか。

<消防局長>

消防団活性化プロジェクトにおける市長部局職員に期待する役割と、どのような意見があったのかについてですが、新たに始める報酬の個人口座振込みや機能別団員の要綱などの制度設計に加え、本市の危機管理全般を考えた取り組みの中で、これからの消防団について意見を求めました。

主な意見としては、消防団員の活動に対する実績報告の確認方法や、機能別団員の任用や処遇、規定の整備など、専門的な視点で意見をいただき、それぞれの制度に反映させることができました。プロジェクトの協議は今後も継続させ、令和2年度からは、交付金制度についての協議を、これまでどおり関係部局に協力を得て、実施してまいります。

4) 消防団への交付金に対する公的・私的部分の区分けなどを求めた監査委員意見については、どのように対応しているのか。また消防団組織の年公序列・縦社会・ジェンダー・民主的運営など消防団の問題を消防団本部に委ねるだけでなく、団員と直接対話するなどの必要性についてどのように考えているか。

<消防局長>

消防団の交付金に対する監査委員意見の対応と消防団員の直接対話についてですが、交付金は分団の光熱水費をはじめとした運営にかかる経費として各分に交付しているものですが、監査委員意見のとおり、本市が直接支払うべきものと各分団で対応することが望ましいものと混在していることから、現在、消防団活性化プロジェクトにおいて交付金要綱整備にかかる検討を進めております。

交付金の対応のみならず、消防団の活性化を図る上で団員の意見を聞くことは重要であると考えており、開設中の消防団フェイスブックを始めとし、若手の参加が多い機関員講習、各消防団の置場を直接巡回する機械器具点検などの機会を捉えて、幅広い団員の意見を、直接聞いております。

5) 会派要望において何度も求めた消防団内部の分団機械器具点検整備監査結果における分団内部の出勤書類と消防局に提出された出動報告書の突き合せ作業はどのようになっているのか。分団機械点検整備監査関係文書は、当然に情報公開条例対象文書になりますがどのように考えているのか。

<消防局長>

機械器具点検設備監査における分団内部の出勤書類と、出勤報告書の突き合せ作業はどのようになっているのかについてですが、消防団機械器具点検設備監査は、毎年 8 月に団本部員等が各器具置場を巡回し、消防車や置場の維持管理状況を監査するものです。

監査対象となる書類については、機械台帳、付属品台帳、備品台帳、運行前点検表、及びポンプ使用報告書となっております。議員ご指摘の分団内部の出勤書類とされるものは、分団が任意で作成している書類であり、全ての分団にあるものではなく、その記載内容や方法も各分団が独自に行っているものであることや、機械器具設備の維持に関係したものではないことから、監査対象ではありません。

一方、本市に提出された出勤報告書については、全分団統一した基準で作成され、分団長から正式に提出されたもので、報告された活動については、そのすべてを費用弁償として支払っており、分団内部の出勤書類との突き合せについては、現時点で必要がないと考えております。

最後に、情報公開の対象になるかについてですが、監査対象となる書類については、すべて対象となると考えております。